

当センターは平成 22 年 4 月 1 日より独立 行政法人に移行します。

概要

当センターは「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成 20 年)に基づき、平成22年4月1日より独立行政法人に移行します。

国立成育医療センターは、独立行政法人化後、「国立成育医療研究センター」と名称変更し、「母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を要するものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」が目的として定められています。

独立行政法人に移行することにより、大学や企業との人的交流、優れた能力を持つ外国人幹部の登用などが可能となります。また、国の機関ではなくなることから、民間資金の受入れが容易となります。これらにより、当センターにおいて、より積極的な医療・研究の実施などが可能となり、迅速に研究成果を達成することができるようになります。

独立行政法人になっても、病める方々やその家族に対する診療は変わることはありませんし、今まで以上に、患者サービスの向上、研究開発の推進に努めていきたいと考えています。

理事長予定者（総長）
加藤 達夫